独立行政法人空港周辺整備機構 契約監視委員会 平成 23 事業年度 定例契約審査会議 審議概要

独立行政法人 空港周辺整備機構

開催日時 及び場所	平成 23 年 7 月 12 日 (火) 13 時 30 分~15 時 30 分								
	(独) 空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 第一会議室								
委員	委員長 竹中 幸夫(独立行政法人空港周辺整備機構 監事)								
	┃ ┃ 委 員 柳原 健治(独立行政法人空港周辺					引辺整個		監事	(非常勤))
	委員 西川 賢二 (弁護士)								
	委 員 太田 毅(公認会計士、税理士、社会保障				会保険等	労務士)			
	委 員 松村 暢彦(大阪大学大学院工学研究科 准教授)								
会議内容	(1)前回契約審査会議結果に基づく措置状況等に関する報告								
	(2)平成 22 事業年度の契約実績に関する報告								
	(3)審議対象契約に関する審議								
	(4) 次回の契約監視委員会について								
審議対象期間	平成 22 事業年度(平成 22 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日)								
審議対象契約(注)	区 分				件	数		備	考
	競争性のある契約	一般競争入札			5	件			
		うち 複数応札案件			5	件	工事 2 作 役務 1 作	‡、建設コ ±	ンサルタント 2 件、
		うち 一者応札案件			0	件	121/1		
		企画競争			1	件			
		j	ち 複	数応募案件	1	件	役務1件	‡	
		う	ちー	者応募案件	0	件			
	競争性のない随意契約					件	役務 5 作	‡	
	合計					件			
委員からの 意見・質問 及びそれに 対する回答	委員からの意見・質問					回答	(空港)	司辺整例	
	別紙のとおり				別紙のとおり				

(注) 審議対象契約の範囲

- 審議対象期間に締結した契約(予定価格が少額のものを除く。)のうち、次の契約を審議対象としている。
 ① 委員が抽出した案件
 ② ①以外の契約のうち、一者応札・応募であった一般競争入札等及び競争性のない随意契約

る。

意見・質問(契約監視委員会)

回答(空港周辺整備機構)

○ 当該工事起案の担当課である緑地整備課(福

○ 低入札価格調査の実施時に、落札業者の信頼 性を確認しており、かつ施工中も専門性を有す

岡では事業第二課)で行っている。

大阪国際空港周辺緑地(豊中 I)整備工事 平成 22 事業年度緑地造成事業緑地造成工事 【一般競争入札】

- 完了検査は、どの部署がどのように行っているのか。
- (大規模な工事の落札業者で、特に入札時に 低入札価格調査を実施しているような場合につ いては、)当該工事が客観的に不備なく完了した 旨の保証を得るため、当該工事の完了検査を行 うにあたり、施工管理業者に発注することの検

る機構職員が管理監督及び検査を行い、さらに 最終的に当該工事の発注元である「国」におい ても検査するため、施工管理業者を別途発注し、 現場に張り付けている必要性はないと考えてい

大阪国際空港周辺緑地(豊中) 実施設計(その2)

【一般競争入札】

討がなされたことがあるか。

○ ほぼ同様の内容で契約していると思われる 「大阪国際空港周辺緑地(豊中)実施設計」と 比較すると落札率が上昇しており、かつ入札参 加者数が減少している。この設計業務を一つの 契約案件にまとめて同時期に実施することがで きなかったのか。 ○ 「大阪国際空港周辺緑地(豊中)実施設計」については、平成 22 年度当初から予定されていた設計業務であったのに対し、「その2」の方は過去に設計を行った場所において、事情が変わったところがあり、急遽、変更の設計を行ったものである。

これらのことから、同じ契約件名であるが、 実施に至った経緯や内容が違うため、予定価格 や入札参加要件に差が生じ、そのため同一案件 として同時期に実施することができなかったも のである。

福岡空港周辺建物調査業務(その2) 【一般競争入札】

○ 変更契約が行われたことにより、実質的に落 札率が上昇していると考えられるが、どういっ た理由で契約金額を引き上げるに至ったのか。

○ この契約は移転補償に関連する調査であるが、複数ある調査対象物件の一つについて、調査項目が増えてしまったため、金額が上がったものである。

また変更契約を行う場合には、当該変更部分 についても当初の落札率を考慮した予定価格と しており、結果的に当初の率と同程度の落札率 となっている。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答(2/4) 意見·質問(契約監視委員会) 回答(空港周辺整備機構) ○ なぜ調査項目が増えてしまい、契約金額が上 | ○ 移転補償については、当該調査の契約と同時 昇することになったのか。 に地権者との交渉も並行して行うため、当該交 渉がうまくいかなかった場合、当該調査を行う ことができなくなってしまう。その場合には別 物件に対象を変えて調査することとしている が、変更した物件の規模により、金額が上下す ることがある。今回については、結果として金 額が上がることとなった。 ○ もう一度入札を行うことは、考慮しないのか。 ○ 調査対象案件の大部分について変更するよう な場合には再度入札を行うことも考慮する必要 があるが、複数件あるうちの一件だけを変更す るような場合には、変更契約で対応している。 ○ 調査対象の追加をするような変更契約をする ○ 調査対象が変わったり、追加されたりして、 場合は、追加部分に何かしらの限度や制約をつ 契約金額が変わる場合にはその案件ごとにどう けているのか。 いった方法が適切かを、その都度検討している。 民家防音事業コンピュータシステム及びファ イル審査システムの改修業務 【一般競争入札】 ○ 落札率が大変低いが、これは過去の類似案件 ○ 落札業者は、当該入札まで実績のない会社で の落札者に有利な条件での入札であったのか。 あった。 ○ 予定価格の積算に問題はないのか。 ○ 積算方法は、複数の業者に対し、当該作業に 配置すべき技術者の区分や人数と概算所要時間 数を聴取し、機構の積算資料単価を乗じて算出 した。 ○ 低入札価格調査の内容を説明して欲しい。 ○ 機構としては積算する上で、技術者の役割が 違うことや相互牽制の観点から複数人数の配置 が必要であるとした。しかし、落札業者は、技 術的難易度が低く業務の兼任が可能との判断を したため、それが入札価格を大幅に引き下げる 要因になったと考えられる。 付け加えると、今回入札に6社参加している が、その入札価格は予定価格に近しい額から、 落札業者のように極端に低い額まで、広く分布 しており、必ずしも全ての業者が低い価格で応

札してきたわけではない。

られる。

応札額に開きがあったことについては、手持 ち業務の有無や当該請負への必要人員確保等の 状況に各社間で相当な乖離があったためと考え

意見・質問(契約監視委員会)

- 機構の予定日数は延べ209日に設定されてい るが、落札業者がだしてきているのは 35 日で ある。機構が予定日数を積算した際に意見の聴 取を行った業者もその道のプロであったかと思 うが、レベルの高い作業員が配置されたからと いって、この予定日数がここまで減らせるのか。 もしレベルの高い作業員が配置されなかった ら、もっと日数がかかってしまうのではないか と考えられる。その辺について、どのように考
- 当該システムは完成後、不具合は生じていな 生じていない。 いのか。

不動産鑑定評価業務(その1) 【企画競争】

えられるか。

- 不動産鑑定評価業務の企画提案書の評価基準 が前年度と比べ、変更されているが、これは国 等から変更するよう要請があったのか。
- 平成21年度と平成22年度の評価基準の違い について、平成 21 年度の評価基準では会社の 実績部分においてダブルカウントがあったた め、その評価点を減らしているとのことである が、それ以上に減らしているようにも思われる。 その理由を教えて欲しい。
- システム保守については、業務実績要件に代 | ご指摘の点も含め、今後ともその可否等につ えて一定の資格を有していれば参加できるよう に改善している。一方で、不動産鑑定評価業務 については、昨年度よりは多少改善されたが、 未だに鑑定実績を重視している。実績に係る比 重をもう少し緩和することはできないのか。

回答(空港周辺整備機構)

○ 技術者の処理能力やレベルに各社間で開きは あると思われるが、本請負に対する落札業者の 応札理由を妥当と認め、期限内に業務を完了で きると判断した。

- 変更の要請があったのではなく、当該契約を 企画競争で実施するようになってからは、毎年 変更を加えながら評価基準を改善していこうと いうのが発想の原点である。したがって、この 評価基準が最終形であるとは言いきれず、今後 とも議論していくこととなる。
- 実績部分の比重を減らした理由であるが、鑑 定業者は県内に 120 以上あるが、個人事業者が 多く、会社の実績が個人の実績とイコールであ る社も多いのではないかとの認識から、その評 価部分はまとめたところである。また、割引率 を評価点のうち3割であったのを3割5分に上 げたことにより、実績部分の評価点がその分下 がり結果として、価格面の割合が大きくなり、 新規参入しやすくなったものといえる。
 - いて検討していきたい。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答(4/4)

意見・質問(契約監視委員会)

回答(空港周辺整備機構)

その他

【低入札価格調査制度について】

- 低入札価格調査制度にある「調査基準価格」 とは、いつ頃から、どういった経緯で設定する こととなったのか。
- 予定価格が一千万を超える競争入札案件(請 負契約)については、必ず設定されるのか。
- 調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として定めたものであり、また取引をする者が公正な取引を乱すのを防止するために設けられている。
- そのとおり。また、それ以外の競争入札案件 (請負契約)についても、10分の4.5の割合を 基準価格として設けられるようになっている。

競争性のない随意契約

【5件】

○ 競争性のない随意契約については、昨年7月 に審議したものと同様であり、特に問題は認め られない。

審議結果のまとめ

○ 本委員会において審議の結果、特段の意見表示、勧告の必要はないものと認める。

機構においては、審議を参考にしてより一層 の競争性、透明性の確保に努めていただきたい。